

大分県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

(令和6年4月1日から適用)

母子・父子・寡婦福祉資金は、母子及び父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童等の福祉を増進するために貸し付ける資金です。

(単位：円)

資金種類	対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	年利	違約金
事業開始	母子・父子家庭の親 寡婦 母子・父子福祉団体	3,470,000円 (母子・父子福祉団体5,220,000円)		1年	7年以内	保証人有 0% 保証人無 1.0%	延滞元利合計金額につき3.0%
事業継続	母子・父子家庭の親 寡婦 母子・父子福祉団体	1,740,000円		6箇月	7年以内	保証人有 0% 保証人無 1.0%	
修学	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	別表1・2のとおり	修学期間中	修学期間終了後6箇月	貸付期間の3倍以内	0%	
技能習得	母子・父子家庭の親 寡婦	月額68,000円 (特別な事情がある場合 (12月相当)816,000円) (自動車運転免許460,000円)	習得期間中 5年以内	習得期間終了後1年	20年以内	保証人有 0% 保証人無 1.0%	
修業	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	月額68,000円 (自動車運転免許460,000円)	習得期間中 5年以内	習得期間終了後1年	貸付期間の3倍以内 (2年を超える貸付、運転免許取得は6年以内)	0%	
就職支度	母子・父子家庭の親 寡婦 母子・父子家庭の児童 父母のない児童	105,000円 (通勤用自動車購入の場合340,000円)		1年	6年以内	配偶者のない女子・男子が扶養している児童に係るもの0% その他 保証人有 0% 保証人無 1.0%	
医療介護	母子・父子家庭の親 母子・父子家庭の児童 寡婦	医療340,000円 (特別480,000円) 介護500,000円	医療・介護を受ける期間 1年以内	貸付期間終了後6箇月	5年以内	保証人有 0% 保証人無 1.0%	
生活	母子・父子家庭の親 寡婦	知識技能習得中 月額141,000円 (物価の影響(3月相当)423,000円) その他 月額108,000円 (生計中心者でない場合、扶養する子のない寡婦の場合、月額70,000円) (7年未満の母子・父子家庭月108,000円計2,592,000円以内) (養育費取得のための裁判費用(12月相当)1,260,000円) (物価の影響(3月相当)315,000円)	知識技能習得中 3年以内	習得期間終了後6箇月	20年以内	保証人有 0% 保証人無 1.0%	
		家計急変 (児童扶養手当支給相当まで所得が減少した者)児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内	原則3ヶ月以内(3ヶ月の範囲内で延長可)(最長1年まで延長可)	貸付期間終了後6箇月	10年以内		
住宅	母子・父子家庭の親 寡婦	1,500,000円 (特別2,000,000円)		6箇月	6年以内 (特別7年以内)	保証人有 0% 保証人無 1.0%	
転宅	母子・父子家庭の親 寡婦	260,000円		6箇月	3年以内	保証人有 0% 保証人無 1.0%	
就学支度	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	別表3のとおり		修学期間終了後6箇月	修学期間の2倍以内	0%	
結婚	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子	320,000円		6箇月	5年以内	保証人有 0% 保証人無 1.0%	

- 貸付けの決定 大分県知事が審査のうえ貸付決定する。
- 償還の方法 月賦、半年賦又は年賦による元利均等償還。ただし、いつでも繰上償還できる。
- 連帯債務 修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金について、配偶者のない者が扶養している者が貸付けを受けようとするときは保証人を立てなければならない。母子・父子家庭の児童又は寡婦の扶養する子に係る修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金については、その児童又は子が連帯借主となる。
- その他の制度 ①一時償還②貸付けの停止③災害時の据置期間の延長④償還金の支払猶予⑤償還金の免除⑥違約金の免除